

佛陀時代の社會觀

—その時代史的一断面—

雲井昭善

序

インド古代史を一瞥するとき、そこに、注目すべき歴史的轉換期があつたことに氣づく。われわれは、その思想史的轉換期を、ほぼ前五、六世紀の時代に求めてみよう。

その理由については、以下の所論において述べるであろう。

それを一つの媒介として、インド思想史上に占める佛教の位置づけを、指摘しようとするものである。そして、佛陀時代の社會事情という一視點から、釋尊を師主とした佛教僧團が、當時の社會に如何なる座を占めていたかという點をも併せて考えてみたい。

(この小論については、學會誌『印度學佛教學』第四卷二號に一部分發表した。本稿は、右の小論「佛教興起時代の社會的背景」を補いつつ筆を加えたものである。資料等について重複した點もあつたことを斷つておく。)

蓋し、ジャイナ教と並んで佛教が興起したという歴史的事實は、凡ゆる面において、特に、社會史的な意味でインド思想史に一點を印するに足るものである。この點

に關しての裏づけは、從來、識者によつてしばしば指摘されているので、今は、それらの々々について、論證を繰返さない。ここでは、主として、佛教興起時代の社會事情の中で特に顯著と思われる現象をとりあげ、且つ、

ジャイナ教と並んで佛教が興起したことについては、種々の原因が列舉されるであろう。ここでは、その遠因になるものと、近因とでも言える點を、一二、三敍述することにしよう。

バラモン宗教が、ブラーーフマナよりウパニシャツドに至つて、宗教的にも、哲學的な基礎づけにも、古代インドにおける確固たる位置づけをなしたことは周知である。それらは、ブラーーフマナ文獻をはじめ、古ウパニシャツド資料の中に、よく語つているところである。然し、前六〇〇年を一つの分水嶺として、ひとしくバラモン文化と呼稱されるヴェーダ文學が、その歴史的轉換期を迎えたことも亦、事實である。それは、ヴェーダからブラーフマナへの過程と、ブラーーフマナ末期から（アーラニヤカ）ウパニシャツドへの過程とを比較するとき、そこに（バラモン文化という同一文化圈内に在りながらも）極めて顯著な相異が、求められるからである。そのことは、インダス河上流に開花したアールヤ文化が、クル（Kuru, Kuru-ksetra）即ちインドの中地（Madhyadesa）へと移行し、ガン河、ジュムナーー河一帯に亘つて古代期最後の盛時を迎えた、といふ一事にのみ由來するのではない。勿論、そうした民族移動による推移も有力な一原因ではあるが、同時に、新しい思想が生み出されていったことについての理由を、忘ることはできない。言わば、ガン河地方へ進出するにつれて、次第にアールヤ民族の混族結婚が餘儀なくされ、そこに、非アールヤ文化との接

触が見られるに至つた、という點である。こうした事情が、諸神崇拜ということで明け暮れていたヴェーダの宗教をして、稍もすれば、その純一性を保持することすらできなくなつていつた。それと同時に、ヴェーダ末期より見え始めたバラモン至上主義⁽²⁾を、その反動から擁護せねばならない因由をも導き出したのである。

蓋し、バラモンを以て四姓の最上者とする必然的理由は、言わば、こうした異文化に對する優越性を固持する上において、自然の趨勢とも言えるであろう。それは、バラモンが自己の社會的な位置を固執しようとする現われであつたばかりか、アールヤ人種みずからが築いた文化に對する自負と、信念の然らしめる所でもあつた。このような觀點から、バラモンが他の三階級に對してとつた無言の壓迫や、或いは現實上の問題として振舞つた態度は、歴史の赴くところ自然の結果でもある。しかも、こうした歴史的事情にありながら、なお且つ、バラモンがその優越性を固持することに汲々としたことも、事實である。⁽³⁾對外的には異文化との接觸による浸透を、對内的には祭式の形式化を招いたブラーーフマナ末期の状勢はウパニシャツドにおいて、その極點に達したかの感を抱かしめる。

周知の如く、古ウパニシャツドに劃期的な座を占める

二哲人 (Uddalaka, Yajñavalkya) が、よしウパニシャツド哲學を代表する雙璧であつたとしても、事實は、必ずしもこの二人によつて代表されるものではない。否 バラモンが却つて他の階級の者から教えを受けることすら、行われていた。そこには、婦女子であれ、小兒であれ、凡そ眞理の門を敲く程の者には、その門戸が廣く開かれていた。この事實からすれば、廣義のヴェーダ文學の最後を飾るウパニシャツドの哲學は、言わば、そうした諸思想家、自由社會の人々によつて、飾られていたと言つてもよからう。果して然ならば、古代インドにおける文化の華は、最早、ひとり既往のバラモン教徒によつてなされたもの、とは言えなくなる。もとより、ウパニシャツド哲學を組織化し、體系化した直接の當事者は、バラモンであつたであろう。けれども、その體系づけを或る一點において昇化せしめたものは、必ずしもバラモンのそれではなかつたことである。そこにわれわれは、ヴェーダ文學末期の社會事情を考慮せねばならない一理由を、見出しうるわけである。こうした事情を遠因として、六師外道をはじめ、ジャイナ・佛教のように、前五・六世紀のインドの社會事情を塗りかえた自由思想家群

を見たのである。

次に、注意される點は、社會組織の變動である。ブランマナ時代において自然に成立した司祭者中心の社會組織、言わば、バラモンの神祕的呪力のつながりにおいて農村社會と結びついてきた社會組織が、前五・六世紀に至つて、都市社會形成への著しい胎動を開始した點である。原始佛教聖典に見られる、當時の諸大國を中心とした都市國家の成立と、そこに芽生えた新しい文化こそは、バラモン中心の農村社會文化とは異種のものであった。佛教興起時代における、所謂自由思想家の群は、そうした都市國家中心の文化の中から、生れたものに他ならない。當時の思想家を語る數少い資料から推しても、彼等の思想家を育成した環境と、社會事情を考慮するとき、その關連が十分に窺われる。

こうした都市國家の成立が、當時の社會現象として大きく浮び上つてくるとき、思想家の群がる場所も亦、自ら特定の都市に集約されてくる。その代表的なものを、佛陀在世當時の、インドの都市狀態から推測することも可能である。⁽⁵⁾ 又、そのような都市で、一般の自由人が何を求めていたか、についても、佛教經典の諸資料から、若干の解答を用意することもできる。彼等の殆んど

は、都市國家相互の競争最中にあつて、永遠の平和郷を求めるに、焦慮したのが實状である。

當時、ガン河を挿んで、都市と都市の擴大發展が圖られた。そのために、勢い、武力・政爭による大都市建設ということが、附隨してくる。⁽¹⁰⁾ しかも、從來のようなバラモン呪力によつては到底癒されない大衆からすれば、自然、それぞれの立場において當面の混亂期に對處しなければならない。一般の日常生活に安住が得られない以上、人心が動搖するのも自然の道理である。⁽¹¹⁾

た昏迷期の中から、六師外道という諸思想家が現われた彼等六師が、如何ような思想を抱き、且つ主張したかについては、ここに縷述の要もなかろう。但し、何故に、快樂論をはじめ、懷疑主義、宿命論、詭辯論等を弄せねばならなかつたかという理由を探索すれば、本稿の意圖する點も判然とするのである。それらは、一に時代の昏迷と思想の混亂を暗示するに足るものであり、既成バラモン宗教に對する反動の現われと見ることができよう。

以上、一瞥したような環境の中から、佛教の興起を見たのであるが、佛教興起の理由も、それにふさわしい必然性があつたわけである。そして、この佛教が、時代を同じくするジャイナ教と並んで、如何に、當時の時代意

識に受用されたかは、歴史の實證するところである。勿論、佛教興起時代の新しい思潮は、六師外道たちによつて、一應、代言されるものではある。けれども、それらの思潮を採擇するか否かについては、議論百出であつたかに窺われる。⁽¹²⁾ この傾向は、佛教興起の時代においてすら見られる現象である。

II

阿含諸經典の中で、長部(DN)が占めている位置について一瞥を與えておくことは、今の場合、無意義なことではない。かつて、ヴィンテルニッツ教授によつて紹介された如く、この長ニカーヤは、佛教とバラモン教との關連性を求める場合、重要な資料となるものである。特に梵網經(Brahmajala-Sutta)は、「單に佛教のみならず、古代インド全體の宗教生活や思想について、大きな宗教的意義をもつ」ていた。そればかりでなく、佛陀が比丘たちに對して、積極的にその態度を教示された點を知る上にも、意義がある。その反面、當時の一部の徒が佛教に對して反感を抱いていたことも附記されている。即ち、同經(D. vol. I. pp.1~2)に、遊行僧スッピヤ(Suppiya)が佛・法・僧を誘つたとあるのは、その一例

である。そうした場合、佛陀は、婉曲的に佛教の立場を指示されるのが、常套の様式である。

ところで、當時の社會事情の一特色として、一般に遊惰に流れていたことと、バラモンの頗廢(15)とが目立つてくる。それと比例して、大衆の生活も利那的な快美を求める一方、奢侈に伴う「賄賂・虛偽といつた邪行」も行われたことが傳えられている。こうした點に關する證左は比丘たちに對する佛陀の教誡の中にも見られる。日常生活について、比丘たちに諒められた敍述の多くは、一般世相の混亂と對比してのものである。このような事實自體が、當時の社會事情を側面から暗示して餘りあるものである。その他、種々雜多な邪教にも似た思想が横行し、占術等によつて、はかない瞬間的な安堵を得ようとしたことも、傳えられている。

このような現象は、都市國家の成立にともなう自然の推移と、密接に關係する。經典によると、大都市の多くは「堅固な城壁と堅固な壘を繞らし」(16)ていたようである。尤も、ただそれのみを以て、當時の都市全貌を把える尺度とするには、十分ではない。但し、城壁を繞らせられ、しかも、四種＝金・銀・瑠璃・水精の門をもつべっていた。

このように、都市の築城が堅固を競つた時代にあつても、なお且つ、都城の絶対安全は、保證できなかつた如である。都城が絶対安全であるためには、火と水と如何に武力的鬭争に耽つていたかを窺知せしめるもので

ある。その結果、都市國家相互の鬭争が激化すればする程、築城の必要に迫られた。マガタ國の大臣が、Vajji (跋祇)人の侵入を防護するために、パータリ村に城塞を築いたということによつても、明らかである。

このような大都市は、通常、物資の集散地として殷賑を極めていたようである。華子城の如きは、首都として特に、物資の集散地であつたと言われる。又 Kusāvatī (拘舍婆提)城の如きは、△東西十二由旬、南北七由旬、繁華殷盛で住民多く、人口稠密で物資も豊富であった。

家聲・馬聲・車聲・太鼓聲・杖鼓聲・琵琶聲・歌舞聲・銚聲・銅鑼聲等が響き、食べよ、歡び、騒げよ(17)と、高樓の下で歡樂の夜を過したと見える。且つ又、その都城は、豪華にして贅を盡したと傳えられる。今、經典の表現を以て言えれば、それらは△七種＝金造・銀造・瑠璃造・水精造・珊瑚造・車渠造・一切寶造の城壁で圍繞せられ、しかも、四種＝金・銀・瑠璃・水精の門をもつべていた。

このように、都市の築城が堅固を競つた時代にあつても、なお且つ、都城の絶対安全は、保證できなかつた如である。都城が絶対安全であるためには、火と水と如何に武力的鬭争に耽つていたかを窺知せしめるもので

ところで、こうした大都城で、一般民衆は何をしていったであろうか。物資の豊富な都市では、大衆が、歡樂の巷に耽溺することは自然の道理である。

刹那的な歡樂を

求める人間の姿が、經典に記されているのも、その間の事情を物語つてゐる。

一方、都城の王者 (rajan) は、當時の社會において最高の地位に君臨し、一般大衆からも尊敬されていた如くである。そして、△國王は人間の最上者⁽²⁾として、或いは又、△人間の中で最も優れた者⁽³⁾として、尊敬されてゐた。けれども、國王と一般民衆とのつながりは、必ずしも、被尊敬者と尊敬者という關係にはなかつた。國王が、その權力に隨り愛慾の貪りに耽つていたことも、當然、ありえたことである。⁽⁴⁾ その反面、△國王が善政を布けば民衆も亦それに従順であり、國王が不放逸であれば民衆も不放逸に住する△⁽⁵⁾ というケースが、多く見られる。従つて、權力に酔いしれた一部の國王が、專政君主としてその權力を恣にするとき、國王に對する呪咀にも似た聲も聞かれた。

以上のような社會状勢にあつて、佛教興起以前から浸透していた四姓制度に關する世人の關心も、又、極めて複雜であつたかに考へられる。われわれは、以下におい

て、この四姓といふ觀點から、佛陀時代の社會事情の一端を探つてみたい。

III

ブラーーフマナにおいて確立された四姓制度に對し、佛陀が如何なる態度をとられたかについては、通例、次のように理解されてきた。即ち、佛陀は四姓の平等 (ca-ttāro vāṇī samassama) を主張された、と。蓋し、四姓平等という宣言に關しては、中部經典の所說にも見られる如くである。勿論、佛陀宣言の眞意義が△四姓の平等⁽⁶⁾ にあつたにせよ、原始聖典に見られる四姓に關する論争は、こと程單純なものではなかつたようである。寧ろ、バラモンみずからが樹立したバラモン至上主義という制度が、當然に陥らねばならなかつたような末期的症狀を、或る意味において、佛教聖典の中に傳えていたと言つてよからう。それは、單に、獨善主義者の逃るべき當然の運命として片づけられる性質のものではなくて、インド傳統の然らしめる所であつた、と言うべきかもしれない。みずからの階級の優越性を堅持することは、強ち、バラモン階級にのみ限られたわけではなかつた。そうした、言わば至上主義的態度が、この當時の刹

帝利族の上にも見られるのである。『語りまや』もなく、佛陀は刹帝利出身であった。この刹帝利出身のゴータマとバラモンとの、階級制度をめぐる解釋の相異が、到るところに散見できるのである。その意味で、長部第三經

(D. 3. Ambatṭha-Sutta・漢譯・阿摩晝經)は、階級制度に對する佛陀の積極的態度を指示したものと言えよう。

以下、右の經典を、少しく、詳述してみよう。

當時、ポッカラサーラ (Pokkhara-sāra) という一バラモンが、ウッカッタ (Ukkattha) 城にいた。この土地は、コーサラ國王の拜領地として、豊かな城下であった。或る日、このバラモンが、弟子のアンバッタ (Ambatṭha) と共に沙門ゴータマを訪問した。その際、アンバッタバラモンは、起立したままで、坐していられた佛陀に挨拶を交し (D. vol. I. pp.90~1)

『バラモンは、相互に歩みながら、起立しながら、或是坐しながら、臥しながら語るのがふさわしい。しかしゴータマよ、禿頭の沙門 (mundakassa sama-nassa vāṇī) 汝は卑俗で下劣である』と、誹謗していく。

周知の如く、ブルシャ・スークタによれば、バラモンはブルシャ (原人) の口から、刹帝利はその兩臂から生

れたという。バラモン族によれば、みずからは梵天の口より、沙門はその足より生れたともいう。その意味で、アンバッタバラモンは、最初からゴータマを卑下していた。彼は、釋迦族の生れをへ険惡・輕率にして、バラモンを尊重・供養しないと非難する。何故、このバラモンが、かような言辭を用いたかについては、次の二文 (id. pp.91~2) がよく物語つている。

『刹帝利・婆羅門・吠舍・首陀羅という四姓がある。これら四姓の中で、刹帝利・吠舍・首陀羅は、まさしく婆羅門に奉仕すべきである。然るに、釋迦族は卑俗の身でありながら、バラモンを尊重・禮拜しない。これはふさわしくない』と。

右の一文の中で、四姓の順序を刹帝利・婆羅門と並べたところは、佛教以前の、初期バラモン文献には見られぬ排列である。若し、婆羅門アンバッタが、みずから至上主義を唱えるバラモン族出身であるならば、ここは、當然、婆羅門・刹帝利云々と從前通りの慣例に遵うべきではなかろうか。しかるに、刹帝利・婆羅門という如きこの排列は、この種の佛教經典に多く見られる。(相當漢譯經典も同じ、大正藏、第一卷八二頁下参照)

ところで、バラモンに對して刹帝利族が奉仕すべき義務に關しては、かの、マヌ法典^(アタマ)の語るところである。もともと、そのような義務の規定は、バラモンが、司祭者としての權力を確立したブラーーフマナ期、言わば、呪力による政治力を發揮したことから出發している。しかもみずから梵天の口から生れた尊い者、と宣言した。そのことに対する裏づけとして、他の三階級に、へわれを尊敬すべしという義務を、負わせたわけである。

このような婆羅門アンバッタの非難に對し、ゴータマ佛陀は、次のように答えられる。即ち、へ釋迦族こそ尊い子孫であり、汝は釋迦族の下婢の子孫である^{アム}と、上述の經典では語つてゐる。

然しながら、同經に、へ女と女を比較しても、男と男を比較しても、刹帝利が優れバラモンは劣つてゐる^{アム}とある一文を、如何に解すべきであろうか。且つ又、バラモンの間では、一たび追放されたバラモンが、他所で座席を得ることは難かしい、とされている。これに反して刹帝利の場合には、假令、追放されても、バラモンの間に於いて座席を得ることができる(id. p.98)と、傳えてゐる。そして、假に刹帝利が暴惡事をなしても、へなおり帝利は、バラモンに勝る^{アム}という如き論理は、四姓平等

を建前とする佛教では解釋に苦しむのである。これすらも、自己の種姓を至上とする、インドの傳統性に起因すると、解釋すべきであろうか。

かつて、バラモンは、みずからの種姓を最上者と呼んだ。それと全く同じ形式で、へ種姓を尊ぶ人々の間では刹帝利が最勝のものである^{アム}と、言わしめたのであろうか。もとより、この經典を以て、ヴィンテルニッツ教授の言の如く「傳統的、寧ろ歴史的興味をもつもの」^(アタマ)として眺めるか、又は、漢譯相當經(大正藏一・八二)との一致という點から、四姓の首位を固執している婆羅門アンバッタに對し、その自負心を挫くための方便と解すべきか。その何れにしても、疑義を揃むに足る箇所である。

然しながら、この經の第二誦品(相當漢譯缺)になると、場面は一轉している。そこでは、種姓の優劣は論外であつて、そうした議論から離れるとき、無上の智德成就を實現する、と述べている。この智德成就というのは、言うまでもなく戒を具足することである。それすらも具足しないでへ沙門を卑下するとは何事ぞ(id. p.103)^{アム}と、述べてゐるのは、佛教の立場、教義的色彩を前面に露呈したものと言ふべきであろう。このようにして、本經では、結局、アンバッタは勿論その師匠も亦、ひとしく佛

門に入つた、と結んでいる。

右のようなケースは、長部第四經 (Sonanda-Sutta 漢譯種德經)においても、同様に見られる。それでも、バラモンと佛陀との比較優劣論がなされ、戒・定・慧の三學こそはバラモンの五特色に勝るものである、と力説している。

當時、バラモンが沙門ゴータマに會いに行くことは、却つてみづかららの△名聲を減ずる△こととして、頗る心よしとしなかつた。⁽¹⁾このことは、本質的には、バラモンと刹帝利（沙門ゴータマが刹帝利族出身ということ）との身分上の争いが、大きく糸を引いていたことに原因する。彼等バラモンの常套言辭を以てすれば、△財力に富み、△ヴェーダに通曉しているバラモンの許へこそ、若き青年出家者ゴータマが近づくべきである (D. vol. 1. pp. 144~5) というのが通例である。そこには、過去幾世紀の間、權力と呪力によつて他の三階級を制壓したバラモンの、鞏固な自負心と飽くなき尊大さとが、彷彿している。彼等バラモンは、△ヴェーダの權證に最後の線を設定し、富と力を以て、青年僧ゴータマに對したと考えられる。そこに又、天啓聖典に頼らうとするバラモン宗教と、それを認めない佛教との根源的な深淵が、あつ

たわけである。しかし、われわれは、このようない、二の資料を以て、それが直ちに當時の時代思潮の全てを推度するに足るものである、とは早計に考えてはならない。まして、こうした一、二の佛教經典の資料に、ウエートをもたせようと言うのではない。相對立する思想が若し或る一點においてその優劣を競う場合、一が他を容れるか又は誹謗するか、の何れかである。この條理に照應して考えるならば、バラモンはバラモンの、佛教は佛教の、その各々の立場において、自己の主張を強く打出すものである。まして、本經の如きは、佛教側でものされた資料であつたという當然の事實を、この際、改めて想起すべきではなかろうか。同時に又、經典成立に附隨的なフイクシヨンの面をも、一應、考慮してよいかと思う。これは、果して言い過ぎであろうか。以下の敍述はこれらの諸點を、或る意味で裏づけるものと考える。

一般に、この種の經典では、當初、反ゴータマ的なバラモンが、後に、同門の反對を押切つてまでゴータマに近づいている。その場合、經典の構成は、終局的には、師をも含めて全バラモンが歸佛することになつてゐる。ソーナンダ（種德）バラモンの場合も、この例に洩れない。彼は、△ゴータマの出姓の優れた點と智德成就△と

いう點に、強く魅力を感じている。そこに、この種の經典が内含する△傳説的△作爲的な面を覗き見ることにもなるが、そのことについては、又、稿を改めたい。

以上のような事情にあつて、沙門ゴータマという存在が、バラモン内部における争いをすら惹起せしめる一因となつていたことは、他の經典にも見られる。*Vāsettha*(婆悉吒)バラモンガ佛に近づいたとき、ゴータマ世尊は次のように反問していられる。

『バラモンの生れとバラモンの系統において優れて
いる汝が、バラモン族の家庭生活より出て出家生活
に入ることは、同門より非難の対象となりはしない
か』

と。この一文からすると、ゴータマ世尊は、バラモン族の優秀性と、それに附隨するバラモン族内部の軋轢を、十分に知悉していられたかに考えられる。そして、事實は、結局、かの種徳バラモンもそれを肯定しているわけである。彼等バラモンは、常に、△バラモン族は最上種族であり、他は劣等の種族である。バラモンのみ白き肌で他是黒き肌を有じ、バラモンは口より生れて梵天の相續者である⁽⁴⁾とという信念を抱いていた。従つて、同門の徒にして沙門ゴータマに接近する者がある場合、それ

は、高貴の階級を捨てて賤種の階級に近づくことを意味していたのである。否、剃髪した沙門を△賤しき黒人、われら(バラモン)一族の足から生れた者△とまで罵言を弄した。われわれは、そこに、バラモンと沙門との深い溝を見る。しかし、こうした經典こそ、相對立する二つの思想、去りゆくものと芽生えつつあるものとの時代の轉換を、傳えていると考へる。佛陀の四姓觀は、實はこうした事情から生れたものである。

四

佛陀が何を規準として四姓制度を批判されたか、又、平等視されたか、という設問は、極めて重要なことがらである。元來、バラモンが主張する優越性は、梵天創造ということと、即ち、みずからを梵天の口から生れたといふことで、規定したものに他ならない。この非合理的、非人間的とも思われる舊來の傳統を、最も合理的に、人間理性の上で、自由に考えうる規準を求めようとしたところに、その重要な意義がある。言わば、梵天所生といふ如き神祕的な解釋が、理性的に首肯され難い點に、新しい時代感覚の息吹きを觀取できる。われわれは、その率直な聲を聞くことにしよう。

古來、インドでは、地母神崇拜、又は母系尊重ということと並んで、現實の問題として、女卑の觀念が壓倒的に時代を支配していた。一たびマヌ法典を繙くならば、

その牢固さに一驚をも禁じ得ないであろう。

(略)

現象は、インドの過去を問わず、凡ゆる場面において、肯定された事實として疑義の介在する餘地すらなかつた。在家の婦人や比丘尼に親近した阿難の行爲は、その是非の規範をよし戒律に求めずとも、衆人誹謗の對象となつたであろう。こうした女卑の事實が、今も亦、種姓優劣の直接對象として採上げられてくる。その事情は、次のようにある。

それは、極めて具象的な事實をいうのである。即ち、バラモンの女も亦、妊娠するから、その母胎より生れたバラモンが、梵天所生であり、梵天の相續者であることには、どうしても虚言である、と。このような立場で種姓の優劣の動機を難じるのであるが、これを自然的事實とすれば、以下の論點は、それを超えたものである。即ち佛陀の所說に従えば、四姓の最高者ということの規定は決して種族出身の如何によるのではない、と。そして、從來の如き規定は、賢人の許さないところであり、四姓の誰でもが△比丘となり、阿羅漢となつて諸煩惱を滅す

る者、梵行已立、所作已辨、乃至は解脱した者こそ四姓の最上者である、という。何故ならば、法は人類における最上のものである、からである。

ところで、今、ここに△法▽といつたのは、勿論、佛陀の開示し給うた教法を指すのである。このような立場に立つ限り、そこでは、生れや、名や姓、家系等の相異は根本的に解消泯絶し、△法の體得者▽が最高者となる。それは、從來の傳統的四姓觀に對して、一步を超えた立場である。しかし、われわれは、本經(D. 27)の以下の文に注意したい。

『沙門にして信が動搖しない者は、世尊の眞正な子、彼の口より生れ、法より生じ、法によつて作られ、法の後繼者である。それは、如來にふさわしい名であつて、法身・梵身・法體・梵體である』

右の一文にも見られるように、本經はバラモンの四姓觀にも似た常套表現を、用いていたことに氣づく。そこでは、梵天に代るに法を以てしたことが、觀取されるではないか。かつて、梵天所生、梵天の相續者として負したバラモンの形式的言辭が、眞正な沙門があつては世尊の口より生れ、法の後繼者として扱われた。そこに

二つの思想が、非即でありながらも又、傳承の一面を受繼いでいたことを知るのである。勿論、佛陀にあつては法の後繼者であることを希いはすれ、財の後繼者となることを強く反対された點に、その主眼點が在るのである。バラモンが巨萬の富を蓄え、或いは又、王族^(アーリヤ)が廣大な國土を所有して贅を盡したことに鑑みて、△財の相續者たる勿れゝと、諷められたと解すべきであろう。

佛陀は、出家行乞、法を求めるところに、最上の生活様式を獲得された。この立場に立つ限り、その人が、よしバラモン族出身であつても、眞のバラモンと言いうるわけである。そのことは、バラモンという語の用法が、原始聖典において多様の意味で用いられていたことを想起すれば、十分であろう。従つて、當時の世情からすれば、出家者という意味は、必ずしも佛教の沙門に限らず、廣義に解されていたわけである。例えば△刹帝利の或る者、バラモンの或る者、吠舍の或る者首陀羅の或る者が、われ出家とならんとして、これら四姓の一類から出家といふ一團が生れた。その名は、實に彼等より起り、他の者より起つたのではない。法を以ての故にふさわしい。法は、この世でも他世でも、人類の最上のものである』

と、ある。⁽¹⁵⁾これによつても、出家という一團が、如何に理解されていたかを知るであろう。凡そ、四姓の何人であつても、出家して法を求める立場を貴いものとした點は、原始聖典の一貫した敍述である。法句經に、

『われは又、胎により母系によつてバラモンと呼ばず……彼は富裕であるが執著がある。無一物にして執著のない人を、バラモンと呼ぶ』

と、あるが、眞のバラモンは同時に眞の出家者であつた。⁽¹⁶⁾それでは、佛陀の四姓觀は、その理想卿を何處に求めいたであろうか。自說(Udāna. p. 55)によると、その間の消息が、如實に語られている。即ち、

△如何なる大河でも、大海に達すれば原の名を棄て大海という。それと同じである』

と。従つて、四姓の誰でもが、如來の教え給うた法と律に隨順し、家なき出家者となれば、原の名と族(nāmagotta)を捨てて、ただ、沙門釋尊所屬の者と稱されるのである。四姓平等という釋尊の宣言は、その意味において理解されねばならない。要は、財の相續者でなくて法の相續人となり、法の大海上に融没するところに、その根本的意義があつた。それ故、釋尊宣言の四姓平等といふことの意味は、バラモン・刹帝利等の四姓が、その本

性を同じくしているということよりも、四姓の上に、四姓を超えて、ある出家者、という世界において、宣言されたものに他ならない。そこには、最早、四姓といふ名、族すらなければ、況んや優劣差別もない。そこから、法の大海上に浴するという平等の世界が、顯現してくるのである。

結び

以上、佛陀時代の社會事情の一斷面を敍述したのであるが、それらは、極く限られた問題を中心とした一瞥に過ぎない。かつ又、主として、長部の二三の經典を中心にして論を進めた關係上、社會的背景の全てを浮彫りにしたとは言えない。けれども、新しい時代思想と舊いものとが交錯する時代の動向は、これによつて、多少ともその様相を示してくれると思う。

佛教がバラモン宗教、乃至當時の一般思想との交錯する場所は、勿論、前五、六世紀である。ただ、この時代の思想を端的に把握するための比較資料が、限定されていふという事實から、勢い佛教聖典の、それも限られたものに依存せざるを得ない難點がある。そこに、彼此照合し得ない憾みがないでもない。しかし、そうした限

定をもちながら、なお且つ、佛教興起時代の社會事情には、數多くの問題を孕んでいる。今は、その時代史的な一斷面を把えて、この小論を草したまでである。

註

① 前五、六世紀のインドに、何故、自由思想が起つたか、に關する最新の發表は、中村元博士『インド思想史』三七(三八頁、同「インドにおける都市國家と政治思想」、「佛教興起の社會的基盤」等參照。

② Rg. X. 90. 12. Puruṣa sūkta

③ Śata br^o. II, 2, 2, 6.
④ Śata br^o. XI, 5, 7, 1. Manu. X, 54~76

⑤ cf. Manu IX, 317. 319,

⑥ 初期佛教時代のインドには、六大國、十六大國が並存していたことが傳えられている(cf. D. vol. II. p. 169)特に、マガダ・コーサラ・バンサ・アヴァンティの四王國が強大であつたと言われる。

⑦ D. 1, 2. 經、漢譯、長阿含、梵綱經、梵動經、沙門果經、寂志果經等。

⑧ 釋尊が出家の途次に、先ず、當時の思想家の代表者を訪れて、マガダに歩を進められたことがそれである。ウツダカ・ラーマブツタや、アーラーラ・カーラーマが住していいた土地が、當時の文化の中心地であつたことから、考えられる。

⑨ D. 1, 2, 28 緯、cf. id. 9 M. 56, 58, 63, 72 緯等。

- (9) D. vol. I. p. 135. id. vol. II. pp. 72~3. D. 17 縦[。]
- (10) <安住した國士には災厄なべ、人々は歡喜し、慶祝する。
供を踊らせながら、家の門を閉めずして住んでる。(D. vol. I. p. 435)>の一枚。
- (11) 宇井博士『印度哲學研究』第二卷・三四五頁引[。]
- (12) cf. D. 13 縦[。]
- (13) M. 48 縦[、] vol. I. pp. 321~2, id. 128 縦[、] III. pp. 152~3.
- (14) M. Winteritz: Geschichte der Indischen Litterature. Band II. ss. 27~
- (15) op. cit. ss. 27~8.
- (16) M. 27 縦[、] Vol. I. p. 180. id. 112 縦[、] cf. D. vol. I. pp. 134~5. 224~
- はね、ベッタリペータ (Sn. 284°~315°) の母の母のく
ルチャハル今のがくの比較を述べ、當時のベッタリの
類似なりを強く語つてゐる。
- (17) D. vol. I. p. 135. 且、く田の國士は災厄多く、村にかけ
る殺傷、町における殺傷、道路における掠奪が見ゆるゝ>
はゞとある。
- (18) D. vol. I. pp. 5~6. 64~6. cf. id. 2 縦[、] M. vol. I.
p. 180.
- (19) id. vol. I. pp. 9~10. cf. 51~2 id. 69 縦[、] 81~2 縦[。]
- (20) リウルガ、cf. D. vol. II. pp. 74~5.
- (21) D. vol. II. p. 83.
- (22) id. p. 87.
- (23) D. 16 縦[、] vol. II. pp. 87~8.
- (24) D. vol. II. p. 170.
- (25) id.
- (26) D. 16 縦[。]
- (27) D. vol. II. p. 172.
- (28) Sn. 568°. Vinaya. Mahāvagga. VI, 35, 8. (vol. I. p. 246)
- (29) S. vol. I. p. 6, cf. A. vol. II. p. 76
- (30) S. vol. I. pp. 100~1. cf. A. vol. IV. p. 363.
- (31) S. vol. I. p. 89. cf. A. II. pp. 74~5.
- (32) D. vol. I. p. 135 且、く國士が民衆に、それぞの利
害を詰るようだすれば國家は安泰である>の、諸國士の
暴虐政治の非を批判してゐる。
- (33) M. 84 縦[、] vol. II. p. 84. cf. id. p. 3. 96 縦[。]
- (34) Manu. X. 74~77. Śata br. XI, 5, 7, 1. リウルガ
の尊敬・布施・安全・不可殺の義務が課せられてゐる。
- (35) M. vol. III. 9 p. 97~8. id. vol. I. p. 99. cf. S. vol. I.
p. 6, 153. etc.
- (36) Winteritz: op. cit. S. 28.
- (37) D. vol. I. p. 113.
- (38) D. 27 縦[、] vol. III. pp. 81~
- (39) D. vol. III. p. 81. cf. M. 93 縦[。]
- (40) id.
- (41) id. pp. 83~4.
- (42) id. p. 84. cf. Itv. pp. 101~2. M. vol. I. p. 12. id. 111

經' vol. III, p. 29.

- (43) こうした論證については、ハーチャンは人間の中の最勝者であるべしいう考え方 (S. vol. I, p. 6) や、ハバラモハは、凡ゆるものの最上者であるべしいう思想 (Sata br. III, 9, 1, 14) との共通性にも見られる。
- (44) 例えば、四姓の一心してのバラモンをいう場合と、廣義の修行者、出家者を指す場合、阿羅漢と同義に用いられる

場合、等がある。例えば、ハ寂靜の牟尼べく諸欲を斷じた人べを眞のバラモンとするもの (Sn. 464°, DhP. 423°) アルハットと同義に解したもの (S. vol. I, p. 47) 等。

(45) D. vol. III, pp. 95~6.
 (46) DhP. 396°.
 (47) cf. (44)